

空家等対策事業について

【基本理念】

『市民の生活環境の保全』・『安全で安心なまちづくりの推進』

【基本方針】

『発生抑制』・『流通・利活用』・『適正管理』

I. 発生抑制 (P30～32)

相談体制の充実

空家総合窓口(建築指導課H30～)
ワンストップ利活用相談(R1～)

発生抑制に向けた周知啓発

空家の管理・活用ハンドブック(H30)
発生抑制チラシ(R2～納税通知書に同封)

空家等の実態把握・データベース管理

空家等実態調査(H29)
空家データベース管理(H29～)

II. 流通・利活用 (P33～35)

不動産市場への流通促進

空家バンク(R1～)
隣地統合補助金(R2～)

空家等の改修促進・支援

空家移住定住補助金(R3～)

利活用に向けたマッチング

空家バンク(R1～)
空家利活用補助金(R1～)

空家等及びその跡地の利活用

空家データベース庁内周知

空家等の寄附採納

計画期間内に検討

III. 適正管理 (P36～40)

管理不全な状態の空家等の適正管理の促進

適正管理通知
所有者訪問

空家等の除却促進・支援

空家除却補助金(R1～)

特定空家等に対する措置

特定空家等判定基準マニュアル作成(H29)

※(P〇〇～〇〇は富士見市空家等対策計画の該当ページ)